

里親登録・認定にかかるガイドライン

認 定 基 準				
項目	小項目	養育里親	専門里親(※1)	養子縁組里親
研 修	研 修	・養育里親研修を修了していること。	・専門里親研修を修了していること。	・養子縁組里親研修を修了していること。
心身ともに健全であること	年 齢	・児童を養育する上で、支障のない年齢であること。 ・おおむね 25 才以上 65 才未満であること。	・児童を養育する上で、支障のない年齢であること。 ・おおむね 25 才以上 65 才未満であること。	・児童を養育する上で、支障のない年齢であること。 ・おおむね 25 才以上 65 才未満であること。
	思想・信条	・児童に思想・信条を強要する恐れがないこと。 <例> ・宗教に勧誘するおそれがないこと。	同左	同左
	健康状態	・児童を養育する上で、健康上の支障がないこと。	同左	同左
児童養育についての理解、熱意、愛情	本 人	・児童の養育について理解し、熱意があること。 ・配偶者のいない者である場合は、児童の養育に関わることができる成人の親族等、養育協力者がいること。	・児童の養育について理解し、熱意があること。 ・配偶者のいない者である場合は、児童の養育に関わることができる成人の親族等、養育協力者がいること。	・児童の養育について理解し、熱意があること。 ・配偶者がいること。
	家 族	・家族全員が、里子を受け入れることに同意し協力的であること。 ・家族のうちに常に介助が必要な者がいないこと。	同左	同左
経済的に困窮していないこと	経済的な状況	・家庭の収入の大部分が、他よりの援助によらず、自力で営まれていること。 ・少なくとも、収入が生活保護基準を下回らないこと。	同左	同左
	住 居	・居室は2室以上 ・台所、便所、洗面所、浴室が確保されていること。 ・居室面積合計が10畳以上確保され、1人当たり(委託児を含む)3畳以上あること。	同左	同左
欠格事由	本人及び同居人	本人又はその同居人が次の各号に該当しないこと。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 2 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者	同左	同左

● 上記基準の解釈や補足説明等は別紙「静岡県里親登録・認定にかかるガイドラインの解説」による。

● 親族里親については、親族という特殊性から、ガイドラインを設けず、国の認定要件に沿って、個別事情を考慮して判断するものとする。

※1 専門里親の要件

・次のいずれかに該当すること。(ア)養育里親名簿に登録されている者であって、三年以上の養育の経験を有するもの。(イ)三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認められたもの。(ウ)都道府県知事が(ア)及び(イ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認定したもの。

・委託された児童の養育に専念できること。